道路交通振動測定結果

測	定均	也	点	神戸地区市民センター					JA松阪市支所										
道	路	3	名	県道松阪環状線					国道23号										
車	線	3	数	2					4										
測:	定年	月	日	平成28年12月14日					平成28年12月14日										
用	途均	也 :	域	第1種住居地域						準工業地域									
測	定	寺	刻	9:41	11:36	14:33	16:01	19:00	20:37	21:05	22:33	9:04	11:02	14:01	16:36	19:36	20:01	21:32	22:05
限	限 度 値 (dB)		直	65			60			70			65						
測	(1	古声	果	37	36	36	37	36	34	35	32	43	43	46	44	41	35	40	33
	, ₁₀ (a	(dB)			(3	7)			(3	4)			(4	4)			(3	(7)	

- 注1)()内の数値は平均値。
 - 2) 道路交通振動については、「振動規制法施行規則」第12条で、区域の区分、時間の区分ごとに道路交通振動の限度を定めており、三重県では「振動規制法施行規則に基づく知事が定める区域及び時間の区分」(昭和52年三重県告示第730号)で区域の区分、時間の区分を定めている。